



平成 23 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 EMCOM ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 金 成 翰  
(JASDAQ・コード 7954)  
問合せ先 取締役経営企画本部長 三井 規彰  
電 話 050-5537-8000

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 3 月 29 日開催予定の当社第 37 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款一部変更の目的

- (1) 第 37 回定時株主総会に付議される第 3 号議案(株式併合の件)の承認可決と効力発生を条件とし、発行可能株式総数を 10 億株から 1 億株に減少させるとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、所要の変更を行うものです。
- (2) 第 37 回定時株主総会終結の時をもって監査役 4 名のうち 2 名が任期満了となりますので、これを機に内部監査室の人員を増員し、日常業務面での内部監査体制を充実させることで、監査役は 1 名減とし、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の規定及び選任の効力を新設するものです。
- (3) 社外監査役として適切な人材を迎えることができるよう、また、社外監査役が職務を遂行するにあたり、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、会社に対する賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を、変更案第 41 条第 2 項として新設するものであります。
- (4) 上記(1)の変更の効力は、第 37 回定時株主総会に付議される第 3 号議案(株式併合の件)の効力発生日をもって生じることとする旨の附則を設けるものです。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後これを削除いたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,000,000,000</u>株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>100,000,000</u>株とする。</p>
<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p>
<p>(監査役を選任) 第33条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。</p>	<p>(監査役を選任) 第33条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>3 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</p>	<p>(監査役の任期) 第35条 (現行どおり) 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。<u>ただし、第33条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>
<p>(監査役責任免除) 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(監査役責任免除) 第41条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附 則) <u>第5条及び第7条の変更は、当社第37回定時株主総会の第3号議案にかかる株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p>

3. 定款一部変更の日程

(1) 取締役会決議日 平成 23 年2月 24 日(木曜日)

(2) 株主総会決議日(予定) 平成 23 年3月 29 日(火曜日)

(3) 定款一部変更の効力発生日(予定) 平成 23 年3月 29 日(火曜日)

※ 第5条及び第7条の変更の効力発生日は、第 37 回定時株主総会に付議される第3号議案に係る株式併合の効力発生日(平成 23 年5月 15 日(日曜日)を予定)となります。

4. その他

本日別途、「株式の併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ」及び「代表取締役の異動及び役員人事の内定に関するお知らせ」を開示しております。

以 上